

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年10月21日

京都市長 門川大作

京都市規則第44号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条の表放射線取扱手当の款中「（京都市立病院，保健センター）」を「（京都市立病院）」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行し，この規則による改正後の京都市職員特殊勤務手当支給規則の規定は，平成22年4月1日から適用する。

(行財政局人事部給与課)